

平成 30 年 第 4 回

高森町議会 4 月臨時会会議録

平成 30 年 4 月 26 日 開会



高 森 町 議 会

4 月 2 6 日 (木)

(第 1 日)

平成30年第4回高森町議会臨時会（第1号）

平成30年4月26日
午後3時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 牛嶋津世志君

3 番 後藤 三治君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （1日間）

自 平成30年4月26日

至 平成30年4月26日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
4月26日（木）	本会議	議案審議

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

【平成29年度高森町一般会計補正予算（第11号）】

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

【平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）】

日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

【平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）】

日程第 6 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部を改正する条例】

日程第 7 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正について】

日程第 8 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護保険のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例の一部改正について】

日程第 9 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

日程第 11 同意第 11 号 高森町監査委員の選任について

日程第 12 議案第 38 号 平成 30 年度高森町一般会計補正予算（第 1 号）について

2. 出席議員は次のとおりである。（9 名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22 名）

町 長	草 村 大 成 君	副 町 長	本 田 敦 美 君
教 育 長	佐 藤 増 夫 君	総 務 課 長	沼 田 勝 之 君
生活環境課長	後 藤 健 一 君	会 計 課 長	古 澤 要 介 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	住民福祉課長	佐 伯 実 君
建 設 課 長	東 幸 祐 君	農林政策課長	荒 牧 久 君
税 務 課 長	松 本 満 夫 君	政策推進課長兼TPC事務局長	田 上 浩 尚 君
教育委員会事務局長	馬 原 恵 介 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
健康推進課審議員	野 中 裕美子 君	税務課審議員	丸 山 雄 平 君
建設課審議員	野 尻 光 也 君	教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君
TPC事務局次長	岩 下 徹 君	総務課総務係長	住 吉 勝 徳 君

総務課財政係長 代宮司 猛 君 兼監査委員事務局長 安 藤 吉 孝 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安 藤 吉 孝 君 議会事務局主幹 眞 原 友 紀 君

開会 午後３時００分

-----○-----

○議長（田上更生君） こんにちは。

会議に先立ちまして、４月１日付けで職員の異動があつておりますので、草村町長、佐藤教育長を除き、副町長、総務課長の順に自己紹介をお願いいたします。

副町長、お願いします。

○副町長（本田敦美君） こんにちは。４月１日に副町長に就任いたしました本田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（沼田勝之君） こんにちは。４月１日から総務課長を務めることになりました沼田です。今後ともよろしくお願いします。

○教育委員会事務局長（馬原恵介君） こんにちは。４月１日付けで教育委員会事務局長を命ぜられました馬原恵介でございます。よろしくお願いいたします。

○教育委員会審議員（古庄泰則君） こんにちは。教育委員会審議員の古庄泰則でございます。よろしくお願いします。

○総務課財政係長（代宮司 猛君） こんにちは。財政係長の代宮司です。よろしくお願いします。

○総務課総務係長（住吉勝徳君） こんにちは。４月１日から総務係長となりました住吉です。よろしくお願いします。

○政策推進課長兼ＴＰＣ事務局長（田上浩尚君） こんにちは。４月１日付けで政策推進課長兼ＴＰＣ事務局長を命ぜられました田上です。よろしくお願いします。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） こんにちは。政策推進課審議員の橋本俊太郎です。引き続きよろしくお願いいたします。

○ＴＰＣ事務局次長（岩下 徹君） こんにちは。たかもりポイントチャンネル事務局次長、２年目になりました。どうぞよろしくお願いします。

○会計課長（古澤要介君） こんにちは。古澤要介と申します。会計管理者兼ねて会計課長を仰せつかっております。２年目になります。よろしくお願いします。

○住民福祉課長（佐伯 実君） こんにちは。住民福祉課長の佐伯でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○農林政策課長（荒牧 久君） こんにちは。４月１日付けで農林政策課課長を命ぜられました荒牧です。兼ねて、農業委員会事務局長をやっております。よろしくお願いいたします。

○健康推進課審議員（野中裕美子君） こんにちは。４月１日付けで健康推進課審議員

を命ぜられました野中です。よろしくお願いします。

○健康推進課長（阿南一也君） こんにちは。健康推進課長の阿南です。よろしくお願いします。

○建設課長（東 幸祐君） こんにちは。4月の異動で建設課長を拝命しました東でございます。どうぞよろしくお願いします。

○建設課審議員（野尻光也君） こんにちは。4月の異動で建設課審議員を命ぜられました野尻です。よろしくお願いします。

○税務課長（松本満夫君） こんにちは。税務課長の松本です。引き続きよろしくお願いします。

○税務課審議員（丸山雄平君） こんにちは。4月1日付けで税務課審議員を仰せつかりました丸山です。よろしくお願いいたします。

○税務課審議員（渡邊成治君） こんにちは。税務課審議員の渡邊です。任期付でまいりました。よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（後藤健一君） こんにちは。4月1日の異動で生活環境課長を拝命しました後藤健一です。いろいろとまたお世話になるかと思えます。どうぞよろしくお願いします。

○議会事務局長（安藤吉孝君） こんにちは。議会事務局長の安藤でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。
続きまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 皆さま、こんにちは。

初夏を思わせるこの気候も感じるところでございますが、まだまだ肌寒い日も続いております。町民の皆さま、また議会議員の皆さまも、どうぞ御健康に留意をしていただいて、そして、これから暖くなる季節ですので、高森町にも観光客がたくさん来ると思えます。そのような中、本日は臨時議会を招集させていただきました。平成30年第4回町議会臨時会というところで、大変御多忙な中、御出席いただきましてありがとうございます。

先ほど御挨拶がありましたように、4月1日付けで本田副町長が御就任をなされ、早速、入学式や各機関の、現在、総会等が開催されておりますので、副町長として出席をなされ、職務に当たられているところでございます。また、新規職員は3名を採用いたしております。さらなる行政サービスに努めるため、総勢38名の職員の人事異動をいたしました。そして、議場でも、議会でもお話をさせていただきます。

したように、税務課においては、税徴収の強化というところ、また新しい組織の形というところで、税徴収に長く携わられた、熊本県の職員のOBの方に来ていただきまして配置をしたところでございます。

また、今日の臨時会では、専決処分をさせていただきました予算等の報告を含む承認8件、選任同意1件、議案1件を御提案をさせていただきました。

御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第4回高森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番 牛嶋津世志君、3番 後藤三治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日4月26日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成29年度高森町一般会計補正予算（第11号）】

○議長（田上更生君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第1号で御報告いたします、専決第1号、平成29年度高森町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

専決しました内容は、3月の末に確定いたしました地方交付税などの最終調整を行うものと、地方債の補正などございまして、歳入歳出それぞれ6,314万9,000円を追加したものであり、これを現行予算に合算し、総額52億3,484万7,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

第2表、地方債補正につきましては、町道整備事業債を含む4つの地方債を事業費が確定したことにより減額をいたしております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページをお開きください。

第10款地方交付税につきましては、3月の末の特別交付税の交付決定により、増額をいたしております。

続きまして、12ページをお開きください。第18款繰入金につきましては、ふるさと応援基金及び高森町災害基金から、繰入れて実施した各種事業について、事業費が確定したことに伴い、予定していた金額を繰入れる必要がなくなりましたので減額をいたしました。

続きまして、第21款町債につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、4つの地方債について、事業費の確定に伴う減額をしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。14ページをお開きください。

歳出予算につきましては、全体にわたりまして、最終的な調整をいたしました。

なお、説明欄に「財源組替」とあるものは、補助金や地方債の確定に伴い、財源を変更したものととなります。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。

第3款1項8目国民健康保険事業費、28節繰出金では、法定外繰出金を800万円減額をいたしました。3月23日の臨時会の補正10号で、法定外繰出金を800万円計上したところではございましたが、国民健康保険特別会計内の資金繰入、資金繰りのめどが立ったところありますので、全額減額するものでございます。

なお、国民健康保険特別会計の状況につきましては、後ほど「承認第2号」において、担当課長より説明を申し上げます。

18ページをお開きください。第12款諸支出金につきましては、各基金への積立金を追加計上いたしました。このうち、財政調整基金につきましては、今回6,077万5,000円を追加し、補正後の積立額を合計2億円としております。平

成 29 年度中に 2 億円の取り崩しを行いましたので、財政調整基金の残高は、約 14 億 2,800 万円となり、前年度末の残高と差異はありませんということです。

以上、専決いたしました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、御説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

【平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）】

○議長（田上更生君） 日程第 4、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） こんにちは。承認第 2 号で報告します、専決第 2 号、平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、679 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 12 億 4,728 万円とするものであります。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税につきましては、1 目一般被保険者国民健康保険税を 146

万8,000円減額、2目退職被保険者等国民健康保険税を15万2,000円減額しております。直近の状況を勘案して見込んだものでございます。

7ページを御覧ください。8款1項1目共同事業交付金を423万7,000円増額しております。見込み確定によるものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金も800万減額しております。これは、3月開催の、第3回議会臨時会で可決していただきましたが、今回、歳入の共同事業交付金の増額並びに歳出の保険給付費が確定したことから、減額するものであります。平成25年度以降、国保特別会計の財政運営が厳しいことから、一般会計からの法定外繰入を行っております。平成25年度に2,500万円、平成26年度に8,588万4,000円、28年度に8,589万5,000円と、3回にわたり、法定外繰入を行っておりますが、今回減額することで、平成29年度は法定外繰入を行わずに運営したことになります。

御承知のように、平成30年度からは、熊本県が国保財政の責任主体となることから、これを機に特別会計の原則である、独立採算・受益者負担をできるだけ遵守したいと思います。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。9ページをお開きください。

2款保険給付費を1目2目あわせまして、258万2,000円減額しております。1目一般被保険者療養給付費につきましては、熊本地震の前の水準の約6億円台に戻っております。7款健康保険事業費を170万円減額しております。見込み確定による減額でございます。

10ページ、11款予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております、補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

【平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）】

○議長（田上更生君） 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第3号で報告します、専決第3号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、1,182万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億9,704万1,000円とするものであります

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項1目介護保険給付費負担金を、1,180万9,000円増額しております。見込み確定によるものでございます。そのほかにつきましては、見込み確定に伴う調整でございます。

9ページをお開きください。8款予備費におきまして、予算の調整を行っております。

以上、専決した内容について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第３号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第３号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第６ 承認第４号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町税条例等の一部を改正する条例について】

○議長（田上更生君） 日程第６、承認第４号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） こんにちは。承認第４号で承認を求めます、専決第４号、高森町税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、上位法律の地方税法等の一部を改正する法律等の改正により、平成３０年３月３１日に公布され、平成３０年４月１日から施行されることに伴いまして、高森町税条例も同日から施行する必要がありましたので、専決処分をさせていただきました。今回の改正は、平成３０年度税制改正大綱により見直し方針が示され、法案が成立しまして、地方税法が改正されたことにより、国の準則に従い改正するものであります。その主な改正の概要につきまして御説明申し上げます。

平成３０年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税制の改正が行われ、税条例の改正と関連する事項につきましては、個人住民税の基礎控除等の見直しや、固定資産税の負担調整措置、また継続、期間延長、さらに課税標準の特例の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の見直し、また法人税等の手続等の規定を整備したものです。また、３月１４日の熊日に掲載されました、生産性向上を目的とした中小企業の設備投資に係る３年間の固定資産税を、国の特例措置により、中小企業の競争力強化につなげるため、町で認定した中小企業の設備投資については、本町では課税をゼロとする方針が熊本県内では最初に発表されており、その規定を今回整備しております。

また、附則におきましては、町民税の所得割の非課税の範囲等の改正や、固定資

産税の償却資産の課税標準の特例の改正など、項目の追加を行っております。また、今回の改正に伴います、各税目の経過措置の設定も行われており、詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっております。

以上、専決しました内容につきまして、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第４号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第４号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第７ 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町国民健康保険税条例の一部改正について】

○議長（田上更生君） 日程第７、承認第５号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 承認第５号で承認を求めます、専決第５号、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の一部改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成３０年３月３１日に公布され、本年４月１日から施行されることに伴い、高森町国民健康保険税条例も同日から施行する必要がありましたので、専決処分させていただきました。

その主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民

健康保険税の軽減措置についても、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正を行っております。具体的には、国民健康保険の保険料の基礎賦課限度額を５４万円から５８万円に引き上げるものであります。また、軽減する所得判定基準につきましても、５割軽減の被保険者数に乗ずる金額を２７万円から２７万５,０００円に、また、２割軽減の被保険者数に乗ずる金額も４９万円から５０万円に引き上げるものであります。

なお、詳細につきましては、新旧対照表のとおりとなっておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、専決しました今回の一部改正につきまして、その概要を説明いたしました。が、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第５号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第５号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第８ 承認第６号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

○議長（田上更生君） 日程第８、承認第６号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第6号で承認を求めます、専決第6号、高森町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び、経過措置に関する政令」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が、いずれも平成30年4月1日から施行されることから、条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正内容は、指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援事業の運営にあたり連携を取るべき者に、指定特定相談支援事業者を追記、また、指定介護予防支援事業者に対し、利用者やその家族に対しての契約にあたり、居宅サービス事業について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明すること。並びに医療と介護の連携を強化すること等を規則に定めるために改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

—————○—————

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

○議長（田上更生君） 日程第9、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第7号で承認を求めます、専決第7号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び、経過措置に関する政令及び、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が、いずれも平成30年4月1日から施行されることから、条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正内容は、慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、日常的な医療管理が必要な重介護の受け入れや看取り、終末期の医療や看護機能及び生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を追記。また、共生型地域密着型通所介護基準の創設や、看護小規模多機能型居宅介護にサテライト型事業所の創設並びに身体的拘束の適正化を推進するためにに関する規定について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号、専決処分の承

認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第 10 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

【高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】

○議長（田上更生君） 日程第 10、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 承認第 8 号で承認を求めます、専決第 8 号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から施行されることから、条例の一部を改正するものでございます。

今回の主な改正内容は、既存のサービス等に係る関係規定に「介護医療院」を追記、また、共同型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し、並びに身体的拘束の適正化を図るための規定を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

-----○-----

日程第11 同意第3号 高森町監査委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第11、同意第3号、高森町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第3号、高森町監査委員の選任同意提案を説明を申し上げます。

現高森町監査委員の退職申し出によりまして、新たに監査委員を選任するため、今回、議会の同意を求めるものであります。

古庄良一氏は、人格、識見高く、また公平中立で広く社会の実情にも通じ、監査委員として適任者でありますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御提案申し上げましたが、御審議の上、御同意いただけますことをお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号、高森町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、高森町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 12 議案第 38 号 平成 30 年度高森町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（田上更生君） 日程第 12、議案第 38 号、平成 30 年度高森町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第 38 号で御提案いたしました、平成 30 年度高森町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ、2,011 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 47 億 9,211 万 1,000 円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

第 18 款繰入金につきましては、財源調整のため、財政調整基金を 809 万 3,000 円、また、後ほど御説明をいたしますが、ふるさと応援基金からの繰入金を活用して事業する、ふるさと応援寄附金事業も今回計上しておりますので、その分も合わせまして、1,195 万 8,000 円を計上させていただいております。

7 ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

第 2 款第 1 項第 1 目一般管理費及び、同第 8 目車輛管理費について、御説明を申し上げます。

今年度から、本田副町長を迎え、職員の資質向上等に努めているところでございますが、公務上、町内、町外に出る機会も頻繁になることから、基本的には副町長の公用車を含む総務課の公用車を購入するための経費を 226 万 7,000 円計上させていただきました。

同第 10 目企画費の内容につきましては、後ほど概要書をもとに御説明をさせていただきます。

第 5 款第 1 項第 9 目物産館等管理費につきましては、奥阿蘇物産館の製氷機が故障いたしておりまして、業務に支障を来すこととなりますので、購入費用として今回、30 万円計上させていただきました。

最後に、ふるさと納税をですね、活用して実施する事業につきましては、予算書とは別にカラープリントしております、こちらの補正予算概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備のほどをよろしくお願い申し上げます。

概要書の 1 番から御説明を差し上げさせていただきます。「大相撲阿蘇高森場所の開催」につきまして、御説明申し上げます。大相撲の巡業が高森町で開催という

ことを決定していただいたことにより、そのための経費として、695万8,000円を計上をいたしました。大相撲阿蘇高森場所においては、熊本地震により、現在も仮設住宅、仮設団地での生活を余儀なくされている近隣町村の方々をお招きするとともに、この機会を活用し、熊本地震及び、南阿蘇鉄道の情報発信を行っていきたいと考えております。期日やチケットの販売等につきましては、概要書に記載のとおりでございますが、今回計上した高森町の負担分につきましては、全額ふるさと納税を活用予定としております。

2ページをお開きください。「くまもと国際マンガキャンプ in 阿蘇高森の開催」について、御説明を申し上げます。インバウンドを取り込んだ交流人口の拡大と魅力ある地域情報の世界発信による地域活性化を目的として、阿蘇フォークスクール（旧上色見小学校）において、マンガキャンプを開催するための経費を1,058万6,000円計上いたしました。具体的には、9月12日から熊本市で開催予定の「熊本国際漫画祭」における世界各国の受賞者や、今後、漫画家を目指す若きクリエイターなどを高森町に招致し、マンガスクールや完成品の展示など、3日間にわたるマンガキャンプを開催するものでございます。県補助金であります「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」に申請中であり、採択となった場合には、高森町の負担に関しましては、全額ふるさと応援基金を活用予定といたしております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 佐伯です。

今から、町長の御挨拶にもありましたとおり、観光のシーズンでございまして、ライフラインの整備も大変進んでおります。今日もテレビで、阿蘇山のほうに、登山道路、全面開通ということでありまして、観光客がどんどん増えるんだろうなというときに、今回大相撲の高森場所の開催。それに、「くまもと国際マンガキャンプ in 阿蘇高森」の開催ということで計画が発表されました。今から車がどんどんどんどん入り込んでくるわけなんですけど、先般から国道・県道については、中央線の塗り替えはされておりましたけれども、横断歩道がですね、まだ薄いところ、なかなか塗り替えができていないところがございます。私は先般も、交通事故等についてもお話をしましたけれども、その点について、入り込みが多くなれば、その分危険度が増してきますが、ライフラインのそれとあわせた整備については、考えて

おられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、これから入り込みが多くなります。そして、議員の皆さまも御承知のように、26日、本日より、阿蘇登山道が全面開通になっておるところでございます。また、その中でイベントも、イベントというよりもかなり、この相撲協会が決めていただいた、この阿蘇高森場所、熊本高森場所等の開催も増えておりまして、特に国道・県道に関しましては、災害復旧もありまして済んでおりますが、特に高森町の中の、この白線等に関して議員が懸念されてるところは、私も同じでございまして、今年の当初予算で議会にお願いをいたし、認めていただきましたように、これから3年間かけまして、約3年と見込んでおりますが、今年は初年度といたしまして、横断歩道もしくは白線の、町内の引き直しや薄いところをやっていくということを今年、当初予算で計上させていただいております。そして、一番大事なこの県道と国道のこの白線引きに関しましては、これはやはり阿蘇地域振興局もしくは県のほうにも、これは当然入り込み量が増えるわけでございますので、常々、阿蘇広域行政の全市町村長から要望は出しておりますが、県も順次行っているところでございます。ぜひ、今日の議会からの、議員さんからの御要望もあったということで、私のほうから、もしくは本田副町長のほうからも、強く御要望して、させていただきたいというふうに思っております。

1点御報告でございますが、その子ども議会及び、議会の議員さんからも御指摘がありました、そのローソンの前の十字路等に関しまして、その白線に関しましては、県警のほうで順次少しずつ引き直していただいているということもありまして、また、これからも新しい署長さんがしっかり予算を見て、やっていきたいということと、先日御報告があったばかりでございます。県のほうにもしっかり議員からの要望ということで、議会からの要望であるということもお伝えしてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともお気づきの場所がありましたら、何なりと行っていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号、平成30年度高森町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、平成30年度高森町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回高森町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高 森 町 議 会 会 議 録
平 成 30 年 第 4 回 臨 時 会

平 成 3 0 年 4 月 発 行

発行人 高森町議会議長 田 上 更 生
編集人 高森町議会事務局長 安 藤 吉 孝
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096)372-1010

~~~~~  
高 森 町 議 会 事 務 局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電 話 (0967)62-1111